

新潟医療福祉大学研究データポリシー

2025年3月5日

総務会承認

新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）は、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化的発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」という建学の精神に基づき、研究活動を推進している。

そのため本学は、研究活動で得られる研究データを適切に管理、公開及び利活用することで、オープンサイエンスを推進し学術研究を一層発展させ、社会へ還元ができると考える。そこで、本学は研究データの適切な管理・利活用を推進するためのポリシーを、以下のとおり定める。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究者が研究活動の過程又は結果として収集又は生成された情報を指し、その媒体を問わない。

（研究データの管理）

2. 研究データの管理、公開及び利活用は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内において、それぞれの研究分野のデータ特性を踏まえ適切に管理する権利と責務を有する。

（研究データの公開及び利活用）

3. 研究者は、前項を踏まえ別段の定めがない場合、可能な範囲で研究データを社会に公開し、その利活用を促進する。

（大学の責務）

4. 本学は、研究者が研究活動で得られる研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

（その他）

5. 本ポリシーは、社会情勢や研究活動の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

新潟医療福祉大学研究データポリシー解説

新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）は、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」という建学の精神に基づき、研究活動を推進している。

そのため本学は、研究活動で得られる研究データを適切に管理、公開及び利活用することで、オープンサイエンスを推進し学術研究を一層発展させ、社会へ共有・還元ができると考える。そこで、本学は研究データの適切な管理・利活用を推進するためのポリシーを、以下のとおり定める。

（前文）

- ① 本ポリシーは、新潟医療福祉大学の建学の精神に基づき、オープンサイエンスの潮流に沿い研究データを含む研究成果を広く社会へ共有・還元することにより、研究活動の推進と学術研究を一層発展させることを目的に策定する。
- ② 本学の研究者が研究データを適切に管理、公開及び利活用することは、研究データを保護し、その価値を認め、将来に渡り優れた研究活動を推進するために必要である。
- ③ 本ポリシーは研究データの適切な管理、公開及び利活用について基本方針を示すものである。ただし、本学の研究者が取り組む研究分野は多様であり、各分野の状況は一様ではない。そのため、研究データの適切な管理、公開及び利活用の具体的な運用等はそれぞれの研究分野の特性を踏まえ、具体的な取り扱いを定めることができる。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究者が研究活動の過程又は結果として収集又は生成された情報を指し、その媒体を問わない。

（研究データの定義）

- ① 「研究データ」とは、本学の研究者等が研究活動の過程あるいは研究の結果として収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。研究活動で取り扱うデータとしては具体的に「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。
- ② 「研究者」とは、教職員及び学生等を問わず、本学において前項に定める研究データ

を取り扱い、研究活動を行う全ての者を指す。ただし、共同研究等の相手先機関等に在籍する者が本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象とすることができまするものとする。また本学の研究者が、共同研究等の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき適切に対応する。

(研究データの管理)

2. 研究データの管理、公開及び利活用は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内において、それぞれの研究分野のデータ特性を踏まえ研究データを適切に管理する権利と責務を有する。

(研究データの管理)

- ① 研究者は、収集又は生成した研究データを、適切に管理する権利と責務を有する。
- ② 研究者は、研究分野のデータ特性を踏まえた上で、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規則・規程ならびに共同研究契約等を遵守し、研究データの管理を実施する。
- ③ 研究者は共同研究等を行う場合、相手先機関等と予め研究データの権利や責任について、協議の上、合意を得るものとする。
- ④ 研究者は自身が退職、卒業等により本学から離籍する場合、またはその他事由により研究活動を終了する場合、研究データを適切に破棄、あるいは研究データを管理する権利と責務を本学の他の研究者に移譲することができるものとする。
- ⑤ 研究者が以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データについても、本学在籍中にこれらを保持する場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究データの公開及び利活用)

3. 研究者は、前項を踏まえ別段の定めがない場合、可能な範囲で研究データを社会に公開し、その利活用を促進する。

(研究データの公開及び利活用)

- ① 「研究データの公開」とは、研究データを第三者が利用できる状態にすることを指す。ただし前項の制約を踏まえ、オープン・アンド・クローズ戦略（※1）および FAIR 原則（※2）に留意した上で、研究データの公開を行うものとする。
- ② 公開対象とするデータの判断は、当該研究データの公開が当該分野における学術研究の推進や発展に資するかどうかを基準に、研究者が自ら判断するものとする。
- ③ 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等の担保が求められる。
- ④ 研究データを公開・共有すべきかどうかは、個人情報保護や知的財産権保護、研究競

争優位性の担保のために保護等の観点から、研究者が自ら判断するものとする。

(大学の責務)

4. 本学は、研究者が研究活動で得られる研究データの管理、公開及び利活用の支援をする環境を整備する

(大学の責務)

- ① 本学は、研究者が研究データを適切に管理・利活用するために、研究データ管理に対して以下のような支援と啓発を行う予定である。
 - (1) 研究データ管理の導入目的の明確化
 - (2) 研究データ管理の体制構築と運用方法の検討
 - (3) 研究データ管理のための保存基盤の整備と提供
 - (4) 研究データの管理、公開及び利活用について普及と啓発活動

(その他)

5. 本ポリシーは、社会情勢や研究活動の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

- ① 研究データの管理、公開及び利活用は社会情勢や研究活動の変化、近年ではオープンサイエンスの潮流に沿った研究成果の在り方における影響を受けている。そのため、本ポリシーについては適宜見直しを図ることが必要であると考える。

※1 オープン・アンド・クローズ戦略

研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。

出典：大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン（2021年7月1日） | 大学ICT推進協議会

※2 FAIR原則

FAIR原則とは、オープンデータの適切な公開方法を表現した原則であり、「Findable（見つかる）」「Accessible（アクセスできる）」「Interoperable（相互運用できる）」「Reusable（再利用できる）」の略。それぞれの条項ごとに、より詳しい小項目が設定されている。

To be Findable:（見つけられるために）

- F1.（メタ）データが、グローバルに一意で永続的な識別子（ID）を有すること。
- F2.データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3.（メタ）データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4.メタデータが、データの識別子（ID）を明記していること。

To be Accessible:（アクセスできるために）

- A1.標準化された通信プロトコルを使って、（メタ）データを識別子（ID）により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2.データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable:（相互運用できるために）

- I1.（メタ）データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されている、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2.（メタ）データがFAIR原則に従う語彙を使っていること。
- I3.（メタ）データは、他の（メタ）データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable:（再利用できるために）

- R1.メタ（データ）が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
 - R1.1（メタ）データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
 - R1.2（メタ）データが、その来歴と繋がっていること。
 - R1.3（メタ）データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

出典：FAIR原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳） | JST NBDC事業推進室
DOI:[10.18908/a.2019112601](https://doi.org/10.18908/a.2019112601)